

証券コード 8554  
平成24年6月12日

株 主 各 位

鹿児島市山下町1番1号  
株式会社 **南日本銀行**  
取締役頭取 森 俊 英

## 第104期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第104期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 鹿児島市山下町1番1号 当行本店4階ホール
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第104期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第104期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- |       |           |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件   |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件  |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件 |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://nangin.jp>) に掲載しておりますので本添付書類には記載しておりません。なお本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://nangin.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎ 当日は**軽装（クールビズ）**にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

# 目 次

第104期定時株主総会招集ご通知	1
目次	3
(第104期定時株主総会招集ご通知 添付書類)	
事業報告	
1. 当行の現況に関する事項	4
(1) 企業集団の事業の経過及び成果等	4
(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況	7
(3) 企業集団及び当行の使用人の状況	8
(4) 営業所等の状況	9
(5) 企業集団の設備投資の状況	9
(6) 重要な子会社等の状況	10
2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項	11
3. 社外役員に関する事項	13
4. 当行の株式に関する事項	14
5. 会計監査人に関する事項	15
6. 業務の適正を確保するための体制	16
連結計算書類	18
連結貸借対照表	18
連結損益計算書	19
連結株主資本等変動計算書	20
計算書類	23
貸借対照表	23
損益計算書	24
株主資本等変動計算書	26
監査報告書	30
連結計算書類に係る会計監査報告	30
計算書類に係る会計監査報告	31
監査役会の監査報告	32
株主総会参考書類	34
第1号議案 剰余金処分の件	34
第2号議案 定款一部変更の件	34
第3号議案 取締役8名選任の件	37

(添付書類)

# 事 業 報 告

(平成23年4月1日から)  
(平成24年3月31日まで)

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

#### 【金融経済環境】

わが国経済は、東日本大震災の影響により企業の生産活動や輸出が大きく低下し、個人消費も大きく落ち込みました。その後サプライチェーンの復旧に伴い生産や輸出が増加し、景気の回復が見られましたが、欧州の財政問題や急激な円高の進行等、先行き不透明な状況が続いており、国内景気の停滞が懸念されています。

一方、地域経済においては、平成23年3月の九州新幹線全線開通により、観光関連や住宅関連等、一部回復の兆しが見られており、個人消費や雇用情勢も、低水準ながらも持ち直しの動きが見られるなど、県内景気は引き続き厳しい状況の中、緩やかな改善が続けております。

#### 【事業の経過及び成果】

このような環境の中、私ども南日本銀行グループは、平成23年度から新たな中期経営計画「なんぎん維新」～“地域力”クリエイティブバンクへの挑戦～をスタートさせており、これまで取り組んできた各種施策を深化・展開させ、「WIN-WINネット業務（新販路開拓コンサルティング）」を始動させるなど、地域の皆様のご支援にお応えできるよう銀行全体で組織的・継続的に取り組んでおります。

以上のような経済情勢のもと、第104期の業績は以下の通りとなりました。

#### <預金>

預金は、安定した資金調達を第一に考え、一般の個人・法人預金を中心に増強を図った結果、当連結会計年度末の残高は、前連結会計年度末に比べ118億円増加して6,470億円となりました。

#### <貸出金>

貸出金は、企業の資金需要が依然として低調な中で、中小・個人向けの中・小口貸出や住宅ローン等を中心に増強を図った結果、当連結会計年度末の残高は、前連結会計年度末に比べ54億円増加して5,178億円となりました。

#### <有価証券>

有価証券は、前連結会計年度末に比べ185億円減少して746億円となりました。

## <損益>

損益面につきましては、以下の通りとなりました。

当連結会計年度の経常収益は、貸出金利息の減少等により、前連結会計年度に比べ1億60百万円減少して191億92百万円となりました。一方、経常費用は、預金利息の減少及び経費の削減等により、前連結会計年度に比べ80百万円減少して175億74百万円となりました。以上の結果、経常利益は、前連結会計年度に比べ80百万円減少して16億18百万円となりました。当期純利益は、特別利益に厚生年金基金代行返上益を計上したこと等から、前連結会計年度に比べ15億83百万円増加して27億29百万円となりました。

## <店舗関係>

店舗につきましては、非対面チャネル取引の拡大を目的として、平成23年4月にミナミネット支店を開設しました。

また、店舗外CD及びATMにつきましては、MMK方式（現金装填やメンテナンスを警備会社に委託する方法）を採用し、店舗外に3カ所の増設を行いました。併せて5カ所のATMを廃止しましたので、平成24年3月末現在で107カ所（108台）の設置となっています。今後もMMK方式による出店やコンビニATMとの提携の検討を進めるなど、利便性の確保に努めてまいります。

## <金融サービス>

金融サービス面では、退職金の運用ニーズに応える「一期一得定期預金」を昨年度に引き続き販売したほか、平成24年2月からは平成25年9月の当行創業100周年を前にした特別金利定期預金「プレ100定期預金」を販売しました。加えて、株主の皆様へ日頃のご支援にお応えするため、「株主優遇定期預金」も販売しており、商品ラインナップの充実を進めております。

また、平成23年4月より非対面によるバーチャル店舗であるミナミネット支店を開設し、24時間インターネット、携帯電話等によるローン申込みの受付を可能にしたほか、中小企業や事業者の皆様向けに、過度な担保に依存しない融資（ABL等）にも積極的に取り組むとともに、平成23年10月からは、当行の中期経営計画の柱である「WIN-WINネット業務」を本格的にスタートしております。

さらには、平成21年12月に施行された中小企業円滑化法への対応として、「金融円滑化相談窓口」「中小企業相談窓口」を設置しており、中小企業等の皆様の資金繰り・見直し相談にも引き続き対応しております。

今後も、こうした新商品開発やお客様へのサービスの充実に積極的に取り組んでまいります。

**【対処すべき課題】**

平成23年4月よりスタートした中期経営計画では、前計画において取り組んできた各施策をさらに加速させるとともに、これまでも取り組んできた「お客様との接点の拡大そして深化」へ向けた新たなビジネスモデルの構築を目指していきます。特に「中小企業・事業者向け戦略の再構築」として、地元取引先事業者に対する新販路開拓コンサルティング「WIN-WINネット業務」に取り組んでおります。

また、地域社会の信頼を損なうことのないよう、行員一人ひとりが一層のコンプライアンス・マインドの醸成に努め、さらには、個人情報保護法やキャッシュカード・通帳による不正な払戻しへの対応を適切に行うなど、その他法令等遵守にもこれまで同様銀行全体で取り組んでまいります。

## (2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
連結経常収益	183	188	193	191
連結経常利益 (△は連結経常損失)	△225	9	16	16
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	△188	11	11	27
連結包括利益	－	－	9	27
連結純資産額	278	310	316	337
連結総資産	6,399	6,688	6,834	6,955

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### ② 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
預金	5,953	6,209	6,354	6,470
定期性預金	4,107	4,297	4,356	4,379
その他の	1,845	1,911	1,997	2,091
貸出金	4,911	5,074	5,140	5,193
個人向け	1,949	1,874	1,923	1,950
中小企業向け	2,551	2,740	2,779	2,840
その他の	409	459	437	401
商品有価証券	1	1	0	0
有価証券	675	796	931	746
国債	300	413	544	375
その他の	374	382	386	371
社債	15	15	15	15
総資産	6,397	6,692	6,838	6,954
内国為替取扱高	25,090	22,337	21,832	21,089
外国為替取扱高	百万ドル 1,856	百万ドル 1,172	百万ドル 508	百万ドル 597
経常利益 (△は経常損失)	百万円 △22,564	百万円 818	百万円 1,619	百万円 1,564
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円 △18,800	百万円 1,030	百万円 1,094	百万円 2,693
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円 銭 △232 97	円 銭 9 40	円 銭 10 53	円 銭 30 58

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失) は、当期純利益 (△は当期純損失) から当期優先株式配当金総額を控除した金額を期中の平均発行済普通株式数で除して算出しております。

### (3) 企業集団及び当行の使用人の状況

#### ① 企業集団の使用人の状況

事業者名	当年度末	前年度末
株式会社南日本銀行	714人	751人
南日本総合ビジネス株式会社	2人	2人
南九州サービス株式会社	0人	1人
南日本ファイナンス株式会社	1人	1人
合計	717人	755人

- 注 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。  
2. 南日本総合ビジネス(株)、南九州サービス(株)、南日本ファイナンス(株)の使用人には、(株)南日本銀行からの出向者は含まれておりません。

#### ② 当行の使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	714人	751人
平均年齢	39年9月	39年1月
平均勤続年数	16年6月	16年1月
平均給与月額	374千円	366千円

- 注 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。  
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

#### (4) 営業所等の状況

##### ① 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	うち出張所	うち出張所
鹿 児 島 県	54店 (一)	53店 (一)
宮 崎 県	2 (一)	2 (一)
熊 本 県	4 (一)	4 (一)
福 岡 県	2 (一)	2 (一)
東 京 都	1 (一)	1 (一)
合 計	63 (一)	62 (一)

注 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動預払機を107カ所（前年度末109カ所）設置しております。

##### ② 当年度新設営業所

平成23年4月にミナミネット支店を開設いたしました。

注 当年度において、サンクス霧島温泉丸尾店出張所、フォントナの丘かもう出張所、ニシムタ加世田店出張所に、それぞれ店舗外現金自動預払機を新設いたしました。

なお、プラッセだいわ伊集院店出張所、ビッグツー出張所、春田屋アポロ店出張所、ホームマートニシムタ鹿屋店出張所、出水市立病院出張所の店舗外現金自動預払機については廃止いたしました。

#### (5) 企業集団の設備投資の状況

##### ① 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,086
---------	-------

##### ② 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
MYビル取得関係	376
谷山店舗用地	90
城南支店駐車場用地	73
伊集院支店店舗用地	61

## (6) 重要な子会社等の状況

### ① 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率
南日本総合ビジネス株式会社	鹿児島市山下町1番1号	現金等精査整理業務	昭和61年6月19日	百万円 10	% 100
南九州サービス株式会社	鹿児島市泉町2番3号4F	現金等輸送業務	昭和59年3月1日	10	50
南日本ファイナンス株式会社	鹿児島市中央町26番18号	リース業務	昭和60年7月4日	70	78 (9)

- 注 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当行議決権比率は直接所有と間接所有等の合計比率で記載し、( ) 内は間接所有等の比率であります。  
3. 当期の連結経常収益は191億92百万円、連結当期純利益は27億29百万円であります。  
4. 南日本バンクカード株式会社は、平成24年2月28日に清算終了しております。

### ② 重要な業務提携の概況

- イ. 第二地銀協地銀42行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ロ. 第二地銀協地銀42行、都市銀行6行、信託銀行4行、地方銀行64行、信用金庫272金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連785（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ハ. 第二地銀協地銀42行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
- ニ. ゆうちょ銀行との提携により、SCS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- ホ. 九州地区第二地銀6行で勘定系及び対外系システム等オンラインシステムを共同利用しております。

## 2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

### (1) 会社役員（平成23年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
森 俊 英	代表取締役頭取	事業組合システム バンキング九州共 同センター理事長	
安 樂 國 廣	代表取締役専務 （審査部担当）		
斎 藤 眞 一	常務取締役 経営企画部長兼経営計画推進室長 （証券国際部担当）		
奥 智 行	常務取締役 人事総務部長兼人材開発室長		
濱 田 隆 信	取締役 事務統括部長		
是 枝 良 実	取締役 本店営業部長		
新 留 孝 二	取締役 営業統括部長		
村 田 一 明	監査役（常勤）		
高 田 守 國	監査役（社外）		鹿児島県出納長、副知事を歴任するなど財務・会計に関して相当程度の知見を有するものであります。
永 山 在 紀	監査役（社外）	南国殖産株式会社 代表取締役社長	南国殖産株式会社の代表取締役社長であり、同社の経理部門を所管する役員を歴任するなど、財務・会計に関して相当程度の知見を有するものであります。
山 原 芳 樹	監査役（社外）	鹿児島大学 名誉教授	

注 当行は、高田守國氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりません。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	8人	138
監査役	4人	28
計	12人	166

- 注
1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
  2. 取締役の報酬等には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等42百万円を含んでおります。
  3. 株主総会で定められた役員に対する報酬限度額は、取締役について年額200百万円以内、監査役については年額45百万円以内であります。
  4. 役員賞与は支給しておりません。
  5. 取締役及び監査役の報酬等には、役員退職慰労引当金繰入額、取締役11百万円、監査役3百万円を含んでおります。なお平成23年6月に役員退職慰労金制度を廃止しており、平成23年7月以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っておりません。
  6. 平成23年6月退任した取締役1名に対して役員報酬3百万円及び役員退職慰労金を11百万円、合計15百万円支給しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
永山在紀	南国殖産株式会社は、当行と通常の銀行取引があります。
山原芳樹	鹿児島大学は、当行と通常の銀行取引があります。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
高田守國	8年9カ月	当事業年度開催の定例取締役会14回全てに出席 当事業年度開催の監査役会13回全てに出席	必要に応じ、行政の豊富な経験を生かし、高い見識から発言を行っております。
永山在紀	5年9カ月	当事業年度開催の定例取締役会14回のうち7回出席 当事業年度開催の監査役会13回のうち8回出席	必要に応じ、主に経営者としての豊富な経験と高い見識から発言を行っております。
山原芳樹	1年9カ月	当事業年度開催の定例取締役会14回全てに出席 当事業年度開催の監査役会13回全てに出席	必要に応じ、学識者としての高い見識と幅広い経験から発言を行っております。

#### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行から受けている報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3人	11	—

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 銀行から受けている報酬等には、役員退職慰労引当金繰入額、1百万円を含んでおります。

#### 4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	
	普通株式	320,000千株
	A種優先株式	320,000千株
(1) 株 式 数	発行済株式の総数	
	普通株式	80,964千株
	A種優先株式	30,000千株

- 注 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 普通株式の株式数には自己株式（348,751株）を含んでおります。

(2) 当年度末株主数	普通株式	5,766名
	A種優先株式	1名

#### (3) 大 株 主

##### ① 普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
株式会社みずほコーポレート銀行	3,976	4.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	3,088	3.83
南日本銀行行員持株会	3,036	3.76
株式会社福岡銀行	2,808	3.48
財団法人岩崎育英文化財団	2,384	2.95
明治安田生命保険相互会社	2,276	2.82
西日本信用保証株式会社	2,172	2.69
みずほ信託銀行株式会社	2,157	2.67
共栄火災海上保険株式会社	2,011	2.49
朝日生命保険相互会社	1,927	2.39

##### ② A種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
株式会社整理回収機構	30,000	100.00

- 注 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 普通株式の持株比率は、自己株式（348,751株）を控除して計算しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 工藤雅春 指定有限責任社員 山内正彦 指定有限責任社員 柴田祐二	40	(非監査業務) 人事制度の助言・指導業務に 関する報酬が1百万円ありま す。

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。  
3. 当行と会計監査人との間で、会社法第427条第1項に定める責任限定契約は締結しておりません。

### (2) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当行における「内部統制システム構築の基本方針」は、以下の通りです。

### 「内部統制システム構築の基本方針」

当行は、会社法及び会社法施行規則等に基づき、以下のとおり、当行の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）を整備する。

#### 1. 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等の遵守をあらゆる企業活動の前提とし、代表取締役が繰り返し取締役及び使用人に伝えることにより徹底する。
- (2) コンプライアンス基準等を、取締役及び使用人が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (3) コンプライアンス委員会において、コンプライアンスに関する事項を審議・決定する。
- (4) 事業年度ごとに、コンプライアンス委員会において「コンプライアンス・プログラム」を策定し、実施状況をフォロー点検することによりコンプライアンスを徹底する。
- (5) 経営企画部を主担当部とし、本部各部及び営業店にコンプライアンス担当者を配置して、コンプライアンスに関する情報を一元的に管理する。
- (6) 取締役及び使用人を対象としたコンプライアンス研修、全店統一勉強会等を実施する。
- (7) 事故防止のため職員の人事ローテーションや連続休暇制度を実施する。
- (8) コンプライアンス基準に基づき、取締役及び使用人が法令上疑義のある行為等を直接情報提供することについて、取締役及び使用人の全てに周知する。
- (9) 財務報告の適切性を確保するために、経営企画部リスク統括グループを主担当部署として、必要な内部統制体制を構築する。
- (10) 社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然たる態度で対応する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し保存する。
- (2) 取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクの管理体制、リスク管理方針・計画、リスクの測定・評価・管理、報告、検査および問題点の是正等を定めたリスク管理基準に基づき、リスク管理体制を強固なものにする。

(2) 各種リスクの管理担当部は、リスク管理の状況をリスク管理委員会へ報告し、リスク管理委員会において管理及び対策等を協議・決定する。リスク管理の運営・統括は経営企画部が行う。

(3) 内部監査部門は、内部監査計画に基づいて各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会へ報告する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 事務分掌・取締役会規程等に基づき、取締役の職務執行の効率化を図る。

(2) コンプライアンスに関する諸問題については、コンプライアンス委員会において審議したうえで、取締役会に付議する。

#### 5. 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 連結子会社等管理規程に基づき、子会社等の重要な業務の決定を当行が管理するとともに、子会社等から適時に業務の状況の報告を受ける。

(2) 子会社等のコンプライアンス体制、リスク管理体制及び情報管理体制については、経営企画部が指導・監督し、子会社等を含めた当行のグループ全体として、適正な体制が確保されるようにする。

(3) 内部監査部門は、当行及び子会社等の内部監査を実施し、その結果を取締役会へ報告する。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人については、監査役会と協議のうえ必要な人員を監査役室に配置する。

(2) 監査役室に所属する使用人は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。

(3) 監査役室に所属する使用人の任命及び異動については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

#### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人が法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等の情報を得たときは、コンプライアンス基準に基づき監査役へ報告することができることを、取締役及び使用人の全てに周知する。

#### 8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、監査役監査が実効的に行われることを確保する。

(2) 代表取締役は、監査役会と定期的に、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。

[連結計算書類]

第104期末 (平成24年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	23,439	預 金	647,054
コールローン及び買入手形	66,000	借 用 金	1,500
商品有価証券	28	社 債	1,500
有 価 証 券	74,610	そ の 他 負 債	2,399
貸 出 金	517,828	退職給付引当金	3,363
外 国 為 替	605	睡眠預金払戻損失引当金	234
リース債権及びリース投資資産	1,060	偶発損失引当金	455
そ の 他 資 産	2,922	再評価に係る繰延税金負債	1,784
有 形 固 定 資 産	12,453	支 払 承 諾	3,452
建 物	2,202	負債の部合計	661,745
土 地	9,159	(純資産の部)	
リ ー ス 資 産	9	資 本 金	16,601
建設仮勘定	34	資 本 剰 余 金	8,875
その他の有形固定資産	1,047	利 益 剰 余 金	3,881
無 形 固 定 資 産	619	自 己 株 式	△132
ソフトウェア	562	株 主 資 本 合 計	29,226
その他の無形固定資産	57	その他有価証券評価差額金	1,593
繰 延 税 金 資 産	6,838	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
支 払 承 諾 見 返	3,452	土 地 再 評 価 差 額 金	2,946
貸 倒 引 当 金	△13,901	その他の包括利益累計額合計	4,539
投 資 損 失 引 当 金	△446	純資産の部合計	33,766
資 産 の 部 合 計	695,511	負債及び純資産の部合計	695,511

第104期 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益	15,725	19,192
貸付金	13,510	
有価証券	1,298	
預金	53	
その他	4	
役員	858	
その他	1,598	
償還	806	
その他	1,061	
その他	0	
その他	1,060	
経常費用	831	17,574
預借	724	
その他	0	
その他	37	
その他	50	
その他	18	
その他	1,460	
その他	24	
その他	11,387	
その他	3,870	
その他	2,403	
その他	1,466	
経常利益	0	1,618
固定	2,452	2,452
特厚	17	
特減	142	160
税金	35	3,910
法人	1,145	
税法		1,181
法人数		2,729
法人数		-
法人数		2,729

## 第104期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科	目	金	額
株主資本			
資本金			
当期首残高			16,601
当期変動額			
当期変動額合計			-
当期末残高			16,601
資本剰余金			
当期首残高			8,875
当期変動額			
自己株式の処分			△0
当期変動額合計			△0
当期末残高			8,875
利益剰余金			
当期首残高			1,809
当期変動額			
剰余金の配当			△648
当期純利益			2,729
土地再評価差額金の取崩			△8
当期変動額合計			2,072
当期末残高			3,881

科	目	金	額
自己株式			
	当期首残高		△128
	当期変動額		
	自己株式の取得		△4
	自己株式の処分		0
	当期変動額合計		△4
	当期末残高		△132
株主資本合計			
	当期首残高		27,157
	当期変動額		
	剰余金の配当		△648
	当期純利益		2,729
	自己株式の取得		△4
	自己株式の処分		0
	土地再評価差額金の取崩		△8
	当期変動額合計		2,068
	当期末残高		29,226
その他の包括利益累計額			
	その他有価証券評価差額金		
	当期首残高		1,803
	当期変動額		
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△209
	当期変動額合計		△209
	当期末残高		1,593

科 目	金 額
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	0
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	△0
土地再評価差額金	
当期首残高	2,700
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	245
当期変動額合計	245
当期末残高	2,946
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	4,503
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	36
当期変動額合計	36
当期末残高	4,539
純資産合計	
当期首残高	31,661
当期変動額	
剰余金の配当	△648
当期純利益	2,729
自己株式の取得	△4
自己株式の処分	0
土地再評価差額金の取崩	△8
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	36
当期変動額合計	2,104
当期末残高	33,766





科 目		金	額
特 別	利 益		2,452
厚 生 年 金 基 金	代 行 返 上	2,452	
特 別	損 失		158
固 定 資 産	処 損 分	15	
減 引 前 当 期 純 利	業 務 損 失	142	
税 法 法 法 当	税 引 前 当 期 純 利		3,859
人 税、 住 民 税 等	及 び 事 業 税 額 計 益	19	
人 税 人 税		1,146	
期			1,165
			2,693

## 第104期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科	目	金	額
株主資本			
資本金			
当期首残高			16,601
当期変動額			
当期変動額合計			-
当期末残高			16,601
資本剰余金			
資本準備金			
当期首残高			7,500
当期変動額			
当期変動額合計			-
当期末残高			7,500
その他資本剰余金			
当期首残高			1,405
当期変動額			
自己株式の処分			△0
当期変動額合計			△0
当期末残高			1,404
資本剰余金合計			
当期首残高			8,905
当期変動額			
自己株式の処分			△0
当期変動額合計			△0
当期末残高			8,905

科	目	金	額
利益剰余金			
利益準備金			
当期首残高			70
当期変動額			
利益準備金の積立			129
当期変動額合計			129
当期末残高			200
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
当期首残高			1,673
当期変動額			
剰余金の配当			△648
当期純利益			2,693
利益準備金の積立			△129
土地再評価差額金の取崩			△8
当期変動額合計			1,907
当期末残高			3,581
利益剰余金合計			
当期首残高			1,744
当期変動額			
剰余金の配当			△648
当期純利益			2,693
土地再評価差額金の取崩			△8
当期変動額合計			2,037
当期末残高			3,781

科 目	金 額
自己株式	
当期首残高	△128
当期変動額	
自己株式の取得	△4
自己株式の処分	0
当期変動額合計	△4
当期末残高	△132
株主資本合計	
当期首残高	27,122
当期変動額	
剰余金の配当	△648
当期純利益	2,693
自己株式の取得	△4
自己株式の処分	0
土地再評価差額金の取崩	△8
当期変動額合計	2,032
当期末残高	29,155
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,802
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△209
当期変動額合計	△209
当期末残高	1,593
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	0
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	△0

科 目	金 額
土地再評価差額金	
当期首残高	2,700
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	245
当期変動額合計	245
当期末残高	2,946
評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,503
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	36
当期変動額合計	36
当期末残高	4,539
純資産合計	
当期首残高	31,626
当期変動額	
剰余金の配当	△648
当期純利益	2,693
自己株式の取得	△4
自己株式の処分	0
土地再評価差額金の取崩	△8
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	36
当期変動額合計	2,069
当期末残高	33,695

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月11日

株式会社 南 日 本 銀 行  
取 締 役 会 御 中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 工 藤 雅 春 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 内 正 彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴 田 祐 二 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社南日本銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社南日本銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月11日

株式会社 南 日 本 銀 行  
取締役会 御 中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 工 藤 雅 春 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 内 正 彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴 田 祐 二 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社南日本銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月17日

株式会社 南日本銀行 監査役会

常勤監査役 村 田 一 明 ㊟

社外監査役 高 田 守 國 ㊟

社外監査役 永 山 在 紀 ㊟

社外監査役 山 原 芳 樹 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金5円、A種優先株式1株につき、定款の定めにより金7円60銭を配当いたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は631,077,745円となります。

(普通株式：403,077,745円、A種優先株式：228,000,000円)

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成24年6月29日(金)といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

利益準備金 126,215,549円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 126,215,549円

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第28条(社外取締役との責任限定契約)および第36条(社外監査役との責任限定契約)の規定を新設するとともに、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、社外取締役の責任限定に関する規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第12条 (条文省略)</p> <p>(A種優先配当金)</p> <p>第12条の2 当銀行は、第36条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主 (以下、「A種優先株主」という。) またはA種優先株式の登録株式質権者 (以下、「A種優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下、「普通株主」という。) および普通株式の登録株式質権者 (以下、「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額 (ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。) に、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭 (以下、「A種優先配当金」という。) の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第12条の3に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p>第1条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(A種優先配当金)</p> <p>第12条の2 当銀行は、第38条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主 (以下、「A種優先株主」という。) またはA種優先株式の登録株式質権者 (以下、「A種優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下、「普通株主」という。) および普通株式の登録株式質権者 (以下、「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額 (ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。) に、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭 (以下、「A種優先配当金」という。) の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第12条の3に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(A種優先中間配当金)  第12条の3 当銀行は、<u>第37条</u>に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「A種優先中間配当金」という。）を支払う。</p> <p>第12条の4～第27条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>第28条～第34条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>第35条～第38条（条文省略）</p>	<p>(A種優先中間配当金)  第12条の3 当銀行は、<u>第39条</u>に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「A種優先中間配当金」という。）を支払う。</p> <p>第12条の4～第27条（現行どおり）</p> <p>（<u>社外取締役との責任限定契約</u>）  第28条 <u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める額とする。</u></p> <p>第29条～第35条（現行どおり）</p> <p>（<u>社外監査役との責任限定契約</u>）  第36条 <u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める額とする。</u></p> <p>第37条～第40条（現行どおり）</p>

### 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化を図るため1名増員することとし、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の種類および数
①	もり とし ひで 森 俊 英 (昭和21年12月14日生)	昭和44年4月 株式会社富士銀行入行 平成7年5月 同行営業第四部長 平成12年6月 同行退職 平成12年6月 当行入行専務取締役 平成16年6月 当行取締役副頭取 平成18年6月 当行取締役頭取 現在に至る  (重要な兼職の状況) 事業組合 システムバンキング九州共同センター理事長	普通株式 46,000株
②	あん らく くに ひろ 安 樂 國 廣 (昭和24年8月12日生)	昭和48年4月 当行入行 平成4年2月 当行東谷山支店長 平成9年7月 当行国分支店長兼始良ブロック長  平成13年2月 当行管理部長 平成14年6月 当行取締役本店営業部長 平成16年6月 当行取締役営業推進部長 平成17年6月 当行常務取締役人事部長兼教育研修室長 平成21年6月 当行常務取締役審査部長兼経営支援室長 平成22年6月 当行専務取締役（審査部担当） 現在に至る	普通株式 23,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当行株式の種類および数
③	さいとう しんいち 齋藤 眞一 (昭和27年8月27日生)	昭和50年4月 当行入行 平成5年6月 当行宮田通支店長 平成13年2月 当行卸本町支店長兼市内第三 ブロック長 平成17年6月 当行取締役証券・国際部長 平成19年6月 当行取締役総合企画部長兼内 部統制室長 平成21年6月 当行常務取締役経営企画部長 平成22年10月 当行常務取締役経営企画部長 兼経営計画推進室長(証券国 際部担当) 現在に至る	普通株式 24,000株
④	おくち ゆき 奥 智行 (昭和27年8月30日生)	昭和50年4月 当行入行 平成5年6月 当行大口支店長 平成12年4月 当行国分支店長兼始良ブロッ ク長 平成15年6月 当行個人融資部長 平成17年6月 当行取締役営業推進部長兼個 人融資部長 平成19年6月 当行取締役本店営業部長 平成22年6月 当行常務取締役本店営業部長 平成23年2月 当行常務取締役人事総務部長 兼人材開発室長 現在に至る	普通株式 19,000株
⑤	はまだ たかのぶ 濱田 隆信 (昭和26年11月16日生)	昭和45年4月 大蔵省(現財務省)南九州財 務局入局 平成12年7月 四国財務局理財部金融監督第 一課長 平成18年7月 九州財務局大分財務事務所長 平成19年6月 九州財務局退職 平成19年6月 当行入行取締役個人融資部長 平成21年6月 当行取締役事務統括部長 現在に至る	普通株式 16,000株
⑥	これえだ よしみ 是枝良実 (昭和29年3月9日生)	昭和52年4月 当行入行 平成9年2月 当行鴨池新町支店長 平成13年10月 当行国分支店長兼始良ブロッ ク長 平成19年6月 当行取締役営業推進部長 平成23年2月 当行取締役本店営業部長 現在に至る	普通株式 26,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当行株式の種類および数
⑦	しん だめ こう じ 新 留 孝 二 (昭和29年1月12日生)	昭和47年4月 当行入行 平成7年7月 当行笠之原支店長 平成16年10月 当行鹿屋支店長兼笠之原支店 長兼大隅ブロック長 平成22年6月 当行執行役員卸本町支店長 平成23年2月 当行執行役員営業統括部長 平成23年6月 当行取締役営業統括部長 現在に至る	普通株式 8,000株
⑧	たか だ もり くに ※高 田 守 國 (昭和15年12月14日生)	昭和41年10月 鹿児島県入庁 平成8年4月 同県企画部長 平成11年3月 同県退職 平成11年4月 同県出納長就任 平成13年4月 同県副知事就任 平成14年6月 同県副知事退職 平成15年6月 当行監査役 現在に至る	普通株式 10,000株

- 注 1. ※印は新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 高田守國氏は、社外取締役候補者であります。
4. 高田守國氏は、現在社外監査役として在任中でありますが、本総会終結の時をもって社外監査役を辞任する予定であります。
- なお、同氏の当行社外監査役としての就任期間は、本総会終結の時をもって、9年となります。
5. 高田守國氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏より既に9年間当行の社外監査役として公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後はさらに取締役会の意思決定に際し、その豊富な経験と高い見識を生かし適切な指導と提言をいただけるものと期待し、社外取締役候補者として選任しております。
6. 高田守國氏の選任が承認された場合、第2号議案定款一部変更の件の承認可決を条件として、当行と同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を同法第425条第1項が定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当行は、高田守國氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が取締役に選任され、就任した場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。

以 上